

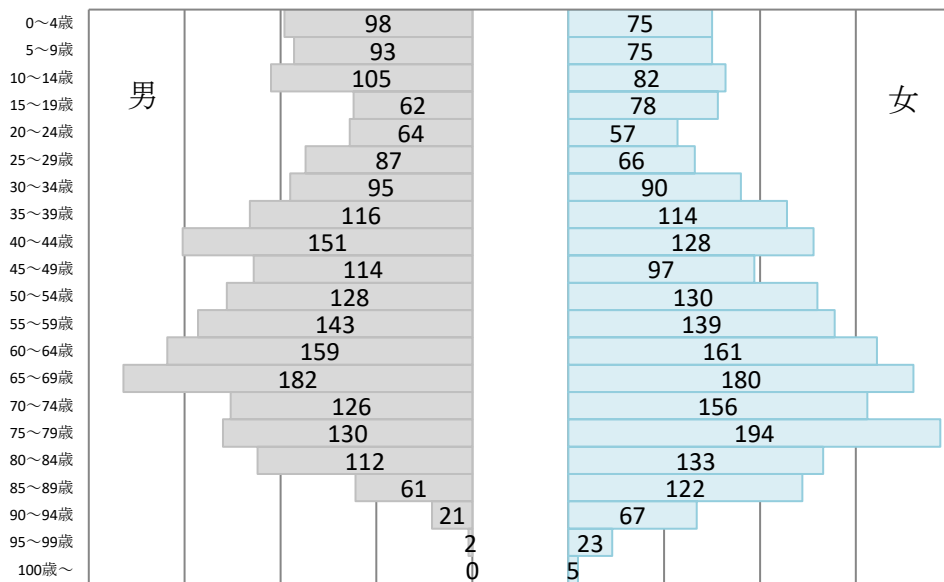
導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

清里町の人口は、昭和35年の11,012人をピークに減少の一途を辿り、平成30年3月末には4,158人となっている。今後の推計では、人口の減少傾向は変わらず、平成32年には3,820人（ピーク時の約35%）、平成72年には1,617人（ピーク時の約15%）と推計されている。

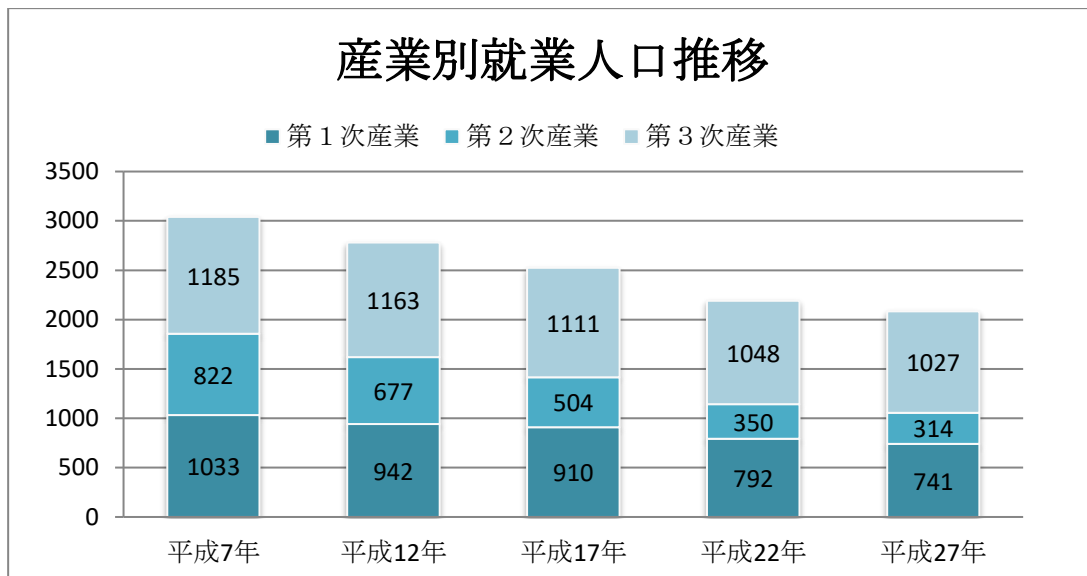
平成27年人口ピラミッド



(平成27年国勢調査)

本町の産業構造を見てみると、基幹産業は第1次産業である農業であり、主となるものについては、加工用原料となる小麦、馬鈴薯、甜菜の畑作3品となっており、1戸あたりの平均耕地面積は40haを超えていることから、全国でも有数の大規模畑作地帯となっている。

産業構造割合については、農林漁業者が約35%、次いで卸売・小売業が約9%、建設業が約5%となっており、従業員数が100名以上の企業等は1社のみであることから小規模な企業等で構成されている地域であり、人口減少と相俟って企業等では労働力及び生産性の確保が課題となってきている状況にある。



(国勢調査)

(2) 目標

清里町内の中小企業においては、従事者の減少や高齢化が進んでいることから、生産効率や作業効率を高めるなど労働生産性の向上に向けた取組みが重要であり、税制の優遇措置等により事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、かつ、支援していくことが必要である。

このため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする先端設備等の種類については、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

町内の全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促すため、町内一円を対象とする。

(2) 対象業種・事業

町内の全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促すため、全ての業種及び事業を対象とする。ただし、売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業は、町内への経済波及効果や創出される雇用が希薄であるため対象外とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 導入促進基本計画の計画期間

人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

町外中小企業者が町内で新規に事業を行うために先端設備等を導入する場合は、清里町の経済、雇用を支えるもののみを認定の対象とする。